

令和元年分の確定申告が2月17日(月)から始まります。必要な準備を事前にしっかりと、期限内に必ず申告するようにしましょう。

どうして確定申告が必要なの?

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を差し引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければならない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされてすでに所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんには必ず確定申告をしなければなりません。

確定申告に必要な主な書類は?

- ・本人名義の銀行などの口座が分かるもの(通帳など)
- ・マイナンバーの分かるもの
- ・印鑑
- ・収入の確認できる書類(源泉徴収票や収支内訳書など)
- ・所得控除に係る証明書など(生命保険や地震保険などの控除証明書など)

医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。

領収書は、個人ごとかつ病院・薬局ごとに仕分け、小計と合計を計算してからお越しください。

**2月17日(月)～3月16日(月)
受付時間／9時～17時**

※事業・譲渡所得のある方(卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある方)は16時までとなります。

確定申告に行こう!



配偶者控除と配偶者特別控除の取り扱いは?

平成30年分より、配偶者控除と配偶者特別控除の取り扱いが左記の表のとおりに変更されています。

合計所得金額が1千万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととなっています。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超、123万円以下とされています。

▼受付日時／
●2月22日(土) 9時
30分～正午、13時～16時
●2月23日(日) 9時30分～正午
※23日は午前のみの受け付けとなりますので、ご注意ください。

例年どおり、2月22日(土)、23日の2日間、川湯消防会館で確定申告を受け付けます。川湯地区にお住まいの方や、土・日曜日しか都合がないという方は、こちらをご利用ください。

給与所得者本人の合計所得金額(見積額)(給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額)

900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超、 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超、 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
------------------------	-----------------------------------------------	-------------------------------------------------	------------------------

配偶者の合計所得金額(見積額) (給与收入だけの場合の配偶者の給与などの収入金額)	控除額(老人控除)	38万円以下 (103万円以下)	38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(48万円)	0円(0円)
38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	控除額	38万円	26万円	13万円	0円	
85万円超 123万円以下 (150万円超 201万6千円未満)	控除額	36万円～3万円	24万円～2万円	12万円～1万円	0円	

釧路税務署からのお知らせ

令和元年分の所得税、復興特別所得税の確定申告の相談と申告書の受け付けは、2月17日(月)～3月16日(月)までとなります。確定申告書は、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax(電子申告)で送信したり、印刷して郵送などにより提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すると、所得税や復興特別所得税、消費税、地方消費税や贈与税の確定申告書が作成できます。給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。(タブレット端末でも利用できます)

【e-Taxの利用手続きがより便利になります!】

個人納税者の方のe-Tax利用により便利にするため、以下の2つの方式が利用できます。



(1)マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由、またはe-Taxホームページなどから利用を開始でき、申告書などのデータが送信できます。

(2)ID・パスワード方式

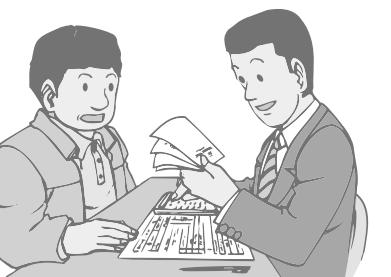
マイナンバーカードなどをお持ちでない方については、税務署で職員による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードだけで、e-Tax(電子申告)で申告できます。IDとパスワードの発行を希望される方は、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、所轄の税務署へお越しください。

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

問い合わせ先 釧路税務署 ☎ 0154-50000

問い合わせ先／役場税務課課税係 ☎ 482-2914(課直通)

医療費控除の対象は?



医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。

領収書は、個人ごとかつ病院・薬局ごとに仕分け、小計と合計を計算してからお越しください。

また、医療保険者が発行するもので必要事項(被保険者などの氏名、療養を受けた年月、療養を受けた年月、療養を受けた医療機関などの名前、被保険者などが支払った医療費の額、保険者などの名称)の記載がある「医療費通知」を添付することができます。「医療費通知」に記載のない部分は、領収書の仕分けや計算を省略すべき計算が必要です。